

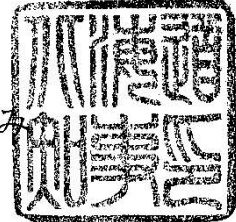
写

地権第102号

平成26年7月10日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について

このことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律
第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針の変更について、別
添のとおり提案します。

(総合政策部地域主権局参事)

道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成26年 7 月

北 海 道

道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案をする。

1 法令の特例措置の追加について

基本方針の別表 1 を変更し、次に掲げる法令の特例措置を追加すること。

- (1) 北海道の観光業の振興の観点から、道内に営業所を有する第三種旅行業者が魅力ある観光資源が広域にわたって存在する地域特性に応じた募集型企画旅行を実施できるようにするため、観光庁長官が行っている旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 3 号に規定する拠点区域（一の企画旅行ごとに一の第三種旅行業者の営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域を除き、北海道内の区域に限る。）を定める事務について、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。
- (2) 申請者の利便性向上や北海道の自主性・自立性の向上の観点から、国土交通大臣が指定する性能評価機関で道内に所在するものが構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部を行った場合における国土交通大臣が行っている建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定による構造方法等の認定に関する事務について、国土交通大臣のほか、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。
- (3) 申請者の利便性向上や北海道の自主性・自立性の向上の観点から、厚生労働大臣が行っている栄養士法第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設の指定並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣が行っている同法第 5 条の 3 第 4 号の規定による管理栄養士の養成施設の指定に関する事務について、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。

2 交付金の交付に関する措置の追加について

上記1の特例措置による国から道への事務の移譲に伴い、当該事務の実施に道が要する経費について、基本方針の「2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の「(3) 交付金について」及び「3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間」の「(1) 政府が講ずべき措置について」の「②交付金の交付に関する措置等」を変更し、当該事務に係る交付金の交付に関する措置を追加すること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	11
事務・事業の名称	旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第3号に規定する拠点区域を定める事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が旅行業法施行規則第1条の2第3号に規定する拠点区域（一の企画旅行ごとに一の第三種旅行者の営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域を除き、特定広域団体の区域内の区域に限る。）を定める事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、観光庁長官ではなく特定広域団体の知事が当該事務を行うこととする。</p> <p>また、特定広域団体に対し、特定広域団体が実施する当該事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。</p>
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	12
事務・事業の名称	建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定による構造方法等の認定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、国土交通大臣又は特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <p>(※)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定（同条第3項の規定により国土交通大臣が指定する者で特定広域団体の区域内に所在するものが当該認定のための審査に必要な全ての評価を行った場合に限る。） 2 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の21第2項の規定による構造方法等の実物等の提出の要求 3 建築基準法施行規則第10条の5の22第1項の規定による構造方法等の認定をした旨の申請者への通知並びに帳簿の作成及び閲覧の提供 4 建築基準法施行規則第10条の5の22第2項の規定による構造方法等の認定をしない旨の申請者への通知 <p>(※) 2から4までの事務については、1の事務を特定広域団体の知事が行う場合におけるそれぞれの事務に限る。</p> <p>なお、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則において読替えが必要な規定中「国土交通大臣の認定」とあるのは、「国土交通大臣又は特定広域団体の知事の認定」と読み替えるものとする。</p> <p>また、特定広域団体に対し、特定広域団体が実施する当該事務</p>

	に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	13
事務・事業の名称	<p>栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設の指定及び同法第5条の3第4号の規定による管理栄養士の養成施設の指定に関する事務</p>
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣又は文部科学大臣及び厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の養成施設の指定 2 栄養士法第5条の3第4号の規定による管理栄養士の養成施設の指定 3 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第12条第1項の規定による指定養成施設の内容変更の承認 4 栄養士法施行令第13条の規定による指定養成施設の前年度卒業生等の員数の届出の受理 5 栄養士法施行令第14条の規定による指定養成施設の名称等の変更の届出の受理 6 栄養士法施行令第15条の規定による指定養成施設の廃止等の届出の受理 7 栄養士法施行令第16条各項の規定による指定養成施設の指定の取消し 8 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）第14条第1項の規定による指定養成施設の設置者に対する報告の請求 9 栄養士法施行規則第14条第2項の規定による指定養成施設の設置者に対する指示 10 管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省、厚生省令第2号）第6条の規定による指定を受けた学校の設置者に対する報告の

	<p>請求</p> <p>なお、栄養士法施行令第9条及び第13条から第15条までの規定において都道府県知事を経由して行うこととされている事務については、これを適用しないこととする。</p> <p>また、特定広域団体に対し、特定広域団体が実施する当該事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。</p>
関係省庁	文部科学省、厚生労働省